

厚生労働省ホームページに掲載している「資料2 介護報酬の算定構造」には、以下の修正を反映済み

資料の一部修正について（追加）

○資料2 介護予防サービス I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造 『8 介護予防特定施設入居者生活介護費』 □ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 注意書き 該当ページ（予防11）

- ・ 指定訪問介護
 - ・ 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位
 - ・ 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位
 - ・ 1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援2である者に限る。） 3,334単位
 - ・ 指定通所介護
 - ・ 要支援1 1,482単位
 - ・ 要支援2 3,039単位
 - ・ 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス
 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100
 （介護予防通所リハビリテーション介護予防通所介護等の選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算が可能）
 - ・ 介護予防福祉用具貸与
 介護予防の福祉用具貸与と同様
- ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。
 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（~~「指定介護予防訪問介護」又は~~「指定第一号訪問事業」）によるもの」がある。
 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（~~「指定介護予防通所介護」又は~~「指定第一号通所事業」）によるもの」がある。

○資料2 別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援） 『55 介護医療院サービス』 1 I型介護医療院、2 II型介護医療院、4 ユニット型I型介護医療院及び5 ユニット型II型介護医療院 該当ページ（1-20から1-22）

その他該当する体制等	
リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II

※ 網掛けの行を追加する。